

# 須恵町人権教育・啓発基本指針



平成28年10月  
須 恵 町



## 目 次

第 1 章 基本指針の基本的な考え方	
(1) 基本指針策定の趣旨	2
(2) 基本指針の位置づけ	2
(3) 施策概要	3
(4) 施策体系	4
第 2 章 人権を取り巻く状況	
(1) 國際的な取り組み	5
(2) わが国の取り組み	5
(3) 福岡県の取り組み	5
(4) 本町における取り組み	6
第 3 章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	
(1) 学校等における人権教育・啓発	7
(2) 地域社会における人権教育・啓発	7
(3) 家庭における人権教育・啓発	8
(4) 企業等における人権教育・啓発	8
(5) 行政職員・教職員に対する人権教育・啓発	9
第 4 章 分野別施策の推進	
(1) 同和問題	10
(2) 女性の人権問題	11
(3) 子どもの人権問題	13
(4) 高齢者の人権問題	16
(5) 障がいのある人の人権問題	18
(6) 外国人の人権問題	21
(7) H I V感染者・ハンセン病患者等の人権問題	22
(8) インターネット等による人権問題	24
(9) その他の人権問題	25
第 5 章 推進体制等	
(1) 町の推進体制	29
(2) 関係団体との連携	29
(3) 本指針の見直し	29
資 料	
資料 1 用語解説	30
資料 2 人権教育及び人権啓発の推進に置ける法律	33
資料 3 須恵町人権教育・啓発基本指針審議経過	35
資料 4 須恵町人権教育・啓発策定委員会名簿	36

# 第1章 基本指針の基本的な考え方

## (1) 基本指針策定の趣旨

須恵町人権教育・啓発基本指針(以下、「基本指針」という)は、2000(平成12)年に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第3条に規定する基本理念を踏まえ、同法第5条の規定に基づき、地方公共団体の責務として、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する基本的な方向性を明らかにするために策定したものです。

本町では、日本国憲法で保障されている基本的人権が尊重される明るく住みよい地域社会の実現を目指して、人権意識の高揚を図る人権教育・啓発に取り組んできました。これまで町民憲章に「おたがいに手をとりあい、住みよい町をつくります。」の一文を掲げるとともに、「第5次須恵町総合計画」において、まちづくりの基本理念として、「ともに思い」「ともに創り」「ともに生きる」を掲げ、「町民とともにつくる協働と参加のまち」「多様に学び、文化を育むまち」「誰もが健康でいきいきと暮らせるまち」を施策の大綱に定めました。また、まちの将来像を「すえながら 笑顔輝き 緑あふれる コミュニティ創造の郷(さと)～水と緑と光のまち 須恵～」と設定し、「安全で安心して快適に暮らせるまち」、「計画の推進による自立したまち」を目指すまちづくりを通して、真に人権が尊重される社会の実現に向けた施策を総合的に推進してきたところです。

しかしながら、近年社会情勢の劇的な変化や国際化、情報化等を背景に、多様化・複雑化した新たな人権問題が発生しています。また、2011(平成23)年3月11日に発生した東日本大震災によって、福島第一原子力発電所事故に伴う風評被害や、避難生活におけるプライバシーの侵害等、様々な人権問題が浮き彫りになり、見逃すことのできない事態が発生しています。

このように、いまだに様々な差別が存在している事実を重く受け止め、より一層効果的な取り組みが求められる中で、本町においては、町が取り組むべき基本的な方向を示す基本指針を策定することにより、一層効果的な人権教育・啓発活動を推進していくものです。

## (2) 基本指針の位置づけ

1. この基本指針は、日本国憲法に定められた基本的人権の尊重を確立するため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に定められた地方公共団体の責務に基づき策定し、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づいた、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。
2. 本町における、人権が尊重される社会の実現を目指すための人権教育・啓発の在り方を示すものです。

3. 人権が尊重される社会づくりの担い手は町民であり、本町における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、行政機関、学校等、地域社会、家庭、企業等、その他の様々な場において、実効ある人権教育・啓発を推進するものです。

### (3) 施策概要

#### ○ 世界人権宣言（正式名称は、「人権に関する世界宣言」）

1948（昭和 23）年 12 月 10 日の第 3 回国際連合総会で採択された、すべての人民とすべての国が達成すべき基本的人権についての宣言である。

第 1 条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

#### ○ 日本国憲法 基本的人権を尊重

1946（昭和 21）年 11 月 3 日公布／1947（昭和 22）年 5 月 3 日施行

#### ○ 他関係法令

#### ○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 2000（平成 12）年 12 月施行 (基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

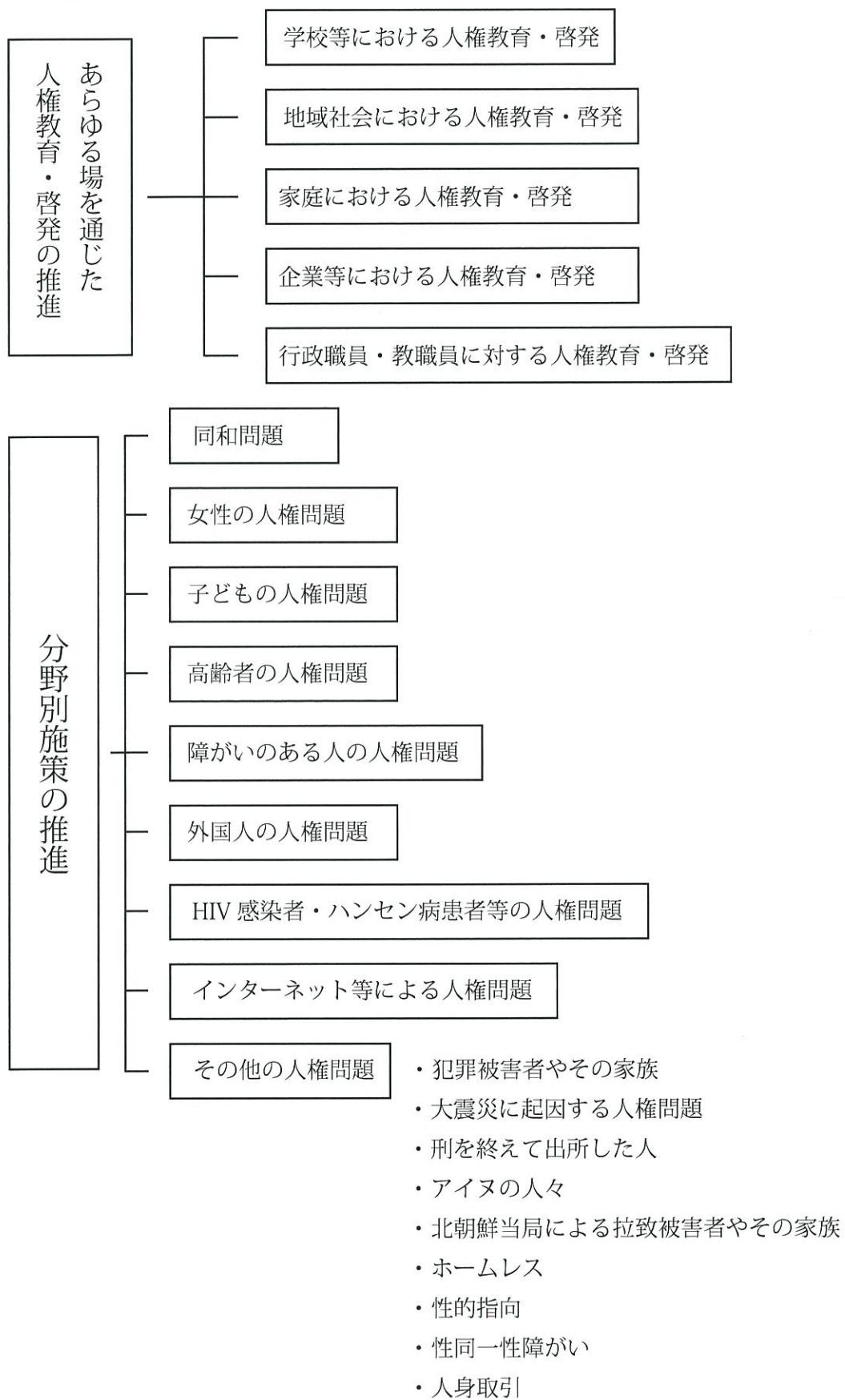
（地方公共団体の責務）

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### ○ 福岡県人権教育・啓発基本指針 2003（平成 15）年 策定

#### ○ 須恵町人権教育・啓発基本指針 2016（平成 28）年 策定

#### (4) 施策体系



## 第2章 人権を取り巻く状況

### (1) 国際的な取り組み

第2次世界大戦後、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まり、1945（昭和20）年に国際連合が創設され、1948（昭和23）年に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」とする基本的人権の考え方の基礎となる「世界人権宣言」を採択しました。そして、その理念を実効性のあるものとするため、1966（昭和41）年に「国際人権規約」をはじめとする多くの人権に関する条約等が採択されるとともに、1968（昭和43）年には「国際人権年」をはじめとする国際年を定めながら、すべての人々が自由と権利を普遍的に享有できる社会の実現を目指し、様々な取り組みが展開されてきました。

1994（平成6）年、第49回国連総会において、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、各において人権教育を積極的に推進するよう行動計画が示されました。さらに、その終了に伴い、人権教育の分野における将来の国連の活動について、2005（平成17）年からの「人権教育のための世界計画」の決議を行いました。2005～2009年の第1フェーズは、初等中等教育を中心に、2010～2014年の第2フェーズは、高等教育及びあらゆるレベルの教員・公務員等に焦点を当てたものとなっています。

### (2) わが国の取り組み

わが国では、日本国憲法において基本的人権を尊重することとしました。さらに、国際連合が採択した国際人権諸条約に加入し、国際社会の一員として人権尊重社会の形成に努めてきました。「人権教育のための国連10年」に関しては、1995（平成7）年12月、「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997（平成9）年7月に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が取りまとめられました。

また、2000（平成12）年12月には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体及び国民の責務が明記されるとともに、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が義務付けられ、2002（平成14）年3月、国の基本計画が策定されました。

### (3) 福岡県の取り組み

福岡県においては、国の行動計画を受けて1998（平成10）年に「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しました。続いて、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき、2003（平成15）年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、人権教育・啓発の総合的・計画的な推進体制の整備を進めています。

2012（平成24）年3月には、県内在住有権者5,000人を対象とした「人権問題に関

する県民意識調査」を実施し、県民の意識の変化を把握するとともに新たに人権課題に関する項目を設け、意識の現状について調査しました。調査対象者 5,000 人のうち、有効回収数は 2,107 人で、有効回収率は 42.1% でした。「あなたは、これまでに人権を侵害されたことがありますか」という設問では、「人権を侵害されたことはない」が 56.1% に対し、「あらぬ噂や悪口による、名誉・信用等の侵害」が 16.5% で、「地域等における暴力・脅迫・仲間はずれ・無理じい・嫌がらせ」や「職場等での不当な待遇や上司の言動による嫌がらせ」と続いています。日常生活の言動や出来事の中で起こる、身近な人権侵害を解消するために、今後も、効果的な人権教育・啓発が必要であるということが分かりました。

#### （4）本町における取り組み

本町における行政施策としての人権問題の取り組みは、1969（昭和 44）年に定められた「同和対策事業特別措置法」の制定により着実に根付いてきたと言えます。同法の制定以降、1973（昭和 48）年に同和問題担当専門職員を任命し、翌 1974（昭和 49）年 5 月に「須恵町同和教育研究協議会」（町同研）を設立しました。現在は、社会教育関係団体と連携して人権教育及び人権啓発を推進しています。

学校教育においては、町同研を「いきいきネット須恵」の人権・心の教育部会へ移行し、保育園・幼稚園・小中学校の実態に応じた実践的な研究を行い、連携を深めながら、子どもの発達段階に即した人権教育を展開しています。

女性、子ども、高齢者、障がいのある人に関する課題解決に向けた本町の取り組みとしては、「須恵町第 5 次総合計画」を主体に、「須恵町教育振興基本計画」、「須恵町教育振興基本計画推進プラン」、「須恵町次世代育成支援対策行動計画」、「須恵町子ども・子育て支援事業計画」、「須恵町高齢者保健福祉計画」、「須恵町障害福祉計画及び障害者基本計画」の各種計画を策定し、人権施策を総合的かつ計画的に推進しています。また、7 月の「同和問題啓発強調月間」、「社会を明るくする運動強調月間」、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の 3 つの強調月間および 12 月の「人権週間」においては、街頭啓発や講演会、映画上映会、観劇会等を通して、人権教育及び人権啓発を推進しています。

## 第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育及び人権啓発は、国及び地方公共団体の責務とされています。「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」をいい、人権啓発とは、「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」と定義されています。

本町における人権教育・啓発は、学校、地域、家庭等を通じて、その発達段階と生活スタイルに応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、町民の意識や社会情勢等に留意して推進します。

### (1) 学校等における人権教育・啓発

保育園・幼稚園・小中学校は、子どもが家庭を離れ、家族以外の人との関わりを持つ場所です。そのような学校等において、子どもたちを指導する立場の教職員は、子どもの人格形成を促進し人権意識を高めるうえで重要な役割を担っていることから、職務の遂行に当たっては、人権に関する正しい理解と人権尊重について十分な認識を持ち、自らの人権感覚を磨きながら、子どもの発達段階に即した人権教育を行う資質や能力を高めることが重要です。

そして教職員の人権意識の高揚と指導力の向上を図り、一人一人が大切にされる教育を推進するとともに、子どもの発達段階に応じて人権に関する知的的理解を深め、人権感覚を高める取り組みを行い、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることのできる園児・児童・生徒を育成し、人権が保障され、安心して学ぶことができる環境づくりに努めます。

本町では、園児・児童・生徒が人権に関する知識や態度、実践力を身に付けるため、「いきいきネット須恵」において、保育園、幼稚園、小中学校関係職員を対象とした全員研修会を実施しています。

学校等の人権教育は、教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間の全領域で実施しており、児童・生徒の発達段階に応じて同和教育副読本「かがやき」や人権教育学習教材「あおぞら」を効果的に活用する等、各学校の特色を活かした人権教育を進めています。

さらに、福岡法務局や須恵町人権擁護委員等と連携し、次代を担う子どもたちに人権意識を高める場として、小学生を対象とした「人権の花運動」を実施しています。

### (2) 地域社会における人権教育・啓発

地域社会は、日常生活でふれあう人々との交流を通じて、思いやりの心や豊かな情操が育まれる等、家庭や学校とともに、人権教育の場として重要な役割を担っています。

地域社会には、女性、子ども、高齢者、障がい者問題等様々な人権問題が存在しています。このため、町民一人一人が地域社会の中で、豊かで充実した生活を過ごすために、いつでも、どこでも、誰でもが、人権について自ら学習できる機会を提供していきます。

また、人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度と言動に現れるような人権教育・啓発を推進します。さらに、日常生活において直面する人権に関する様々な問題については、法務省の各種人権相談や須恵町社会福祉協議会の「心配ごと相談」等、関係機関と連携を図りながら、相談・支援体制の整備を行います。

### (3) 家庭における人権教育・啓発

家庭はあらゆる教育の原点であり、家族とのふれあいを通して、愛情や思いやりの心を育み、善悪の判断、生活習慣やマナーを身に付ける等、子どもの人格形成の基礎を育む上で重要な役割を担っています。子どもの人格の形成においては、保護者の関わり方が大きいことから、保護者自身が正しい人権感覚で子どもと接することが重要であり、子育てや家事等に男女が協力して当たる等、家族が互いに尊重し、助け合う意識づくりを行うことが重要です。

しかし、近年、核家族化、少子化や地域における連帯意識の希薄化等により、育児不安の広がりやしつけに対する自己喪失、過保護や過干渉、放任といった家庭教育上の問題、さらに児童虐待といった犯罪的行為が指摘されています。

また、社会の高齢化の進展に伴い、寝たきりや認知症等の介護や支援を必要とする高齢者が増えており、これらの要介護者を抱える家族の心身の負担は非常に重くなっています。その結果、家族の良好な人間関係が損なわれ、家庭で介護を必要とする高齢者に対する虐待や介護の放棄等の事態が生じています。さらに、家庭内での夫から妻への暴力等女性の人権侵害も大きな問題となっています。

こうした状況から、一人一人の人権を大切にする家庭教育に関する学習機会や情報提供が重要となり、悩みを持つ親に対する相談体制の充実や人権教育・啓発の推進に努めていく必要があります。加えて、児童虐待やドメスティック・バイオレンス（D V）等の深刻な人権侵害に対して、関係機関とのネットワークづくりを進め、人権が尊重され、保護される環境づくりを推進します。

### (4) 企業等における人権教育・啓発

企業や団体等は、その活動を通じて多くの町民や地域と深く関係しており、その社会的責任を果たすだけではなく、積極的な社会貢献も求められています。しかしながら、性別や出身地等による不公平な採用選考、男女の賃金や昇格等での格差、障がい者の雇用問題、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、ブラックバイト等の人権問題を抱えています。このため、人権尊重の視点に立った企業活動や職場づくりを進めるための啓発活動が求められており、採用時や職場内での人権侵害を防止できるよう情報提供等の支援に努めます。

## (5) 行政職員に対する人権教育・啓発

行政職員は、町民の日常生活のあらゆる場に密接に関与しており、町民の人権を守る責任と義務を持つ立場にあることから、職務の遂行に当たっては、常に人権尊重の視点を持ち、公正で豊かな人権感覚を持った行動ができるよう資質や能力を高めることが重要です。

そのため、行政職員を対象に様々な機会を捉えて人権に関する研修を実施するとともに、地域で実施される研修会等への積極的参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

## 第4章 分野別施策の推進

### (1) 同和問題

#### 【現状と課題】

1965（昭和40）年に、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」が国連総会で採択され、同年、わが国において同和対策審議会が、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法に保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、審議会はこれを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ國の責務であり、同時に国民的課題である」と答申を出しました。その後、1969（昭和44）年に、「同和対策事業特別措置法」が10年間の时限立法で成立し、以後、二度にわたる法の改正を経て、同和問題解決の関係施策を推進してきました。

福岡県では、県独自の施策として1981（昭和56）年から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定め、街頭啓発や講演会等市町村と一緒に各種啓発事業を実施してきました。1995（平成7）年には、「福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例」を制定し、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生防止に努めてきました。

本町では、7月の「同和問題啓発強調月間」の一環として、街頭啓発や「社会を明るくする運動強調月間・同和問題強調月間上映会」を実施し、町民に広く人権尊重の大切さについて呼びかけています。

しかしながら、心理面での差別意識の解消は十分といえず、身元調査、就職問題、結婚問題を中心に差別意識は依然として根深く存在しているのが現状であり、福岡県内においても、差別落書き事件が発生しています。県民意識調査においても、「同和問題に関して、人権が特に尊重されていないと思うこと」という設問に対して、第1位は「結婚問題で周囲が反対」57.2%、「就職の際又は職場において不当な扱いを受ける」や「身元調査をする」が続いています。

このほかにも、同和問題の解決に逆行する「えせ同和行為」等、今後も取り組まなければならない課題を抱えています。心理的差別を解消するには、行政の責務はもとより、町民一人一人が主体的に人権問題の重要な課題である同和問題の解決に向けて取り組む必要があります。

#### 【施策の基本方向】

様々な場を通じて人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、7月の同和問題啓発強調月間」や12月の「人権週間」において、街頭での啓発を行うとともに、「社会を明るくする運動強調月間・同和問題強調月間上映会」や「人権学習観劇会」を開催し、今後も町民の人権意識の向上に取り組みます。

### ■差別意識解消に向けた啓発の推進

町民一人一人が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるよう、「同和問題啓発強調月間（7月）」や「人権週間（12月4日～10日）」を中心に、啓発内容や手法を研究し啓発活動を推進します。

### ■企業等における啓発の推進

差別のない公正な選考と採用が行われるよう啓発資料の提供等を通して、企業における啓発活動の支援に努めます。

### ■えせ同和行為の排除

えせ同和行為に対しては、毅然とした態度で対応し、関係団体と連携してその排除に努めます。

### ■人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、学校教育と社会教育が連携し、学校、地域、家庭等が一体となり、各種事業や研修会等を効果的に行うとともに、それらの取り組みを通して確かな人権意識を培い、差別事象の解消と町民一人一人が個性や能力を活かし、自己実現を図ることができる社会の実現を目指した取り組みを積極的に推進します。

## （2）女性の人権問題

### 【現状と課題】

国連は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」として定め、同年、初めての世界女性会議となる「国際婦人年世界会議」が開催される等、婦人の地位を高め、男女差別撤廃を目指す運動が行われました。その後、1979（昭和54）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、1993（平成5）年に「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。また、1995（平成7）年には、世界女性会議において「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。

わが国においては、1972（昭和47）年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行し、1985（昭和60）年に「女性差別撤廃条約」を批准しています。この条約を受け、1987（昭和62）年には「新国内行動計画」が、1996（平成8）年には「男女共同参画2000年プラン」が策定され、1999（平成11）年には「男女共同参画社会基本法」が制定されました。2000（平成12）年には、この基本法の法定計画として「男女共同参画基本計画」が策定され、2005（平成17）年に第2次、2010（平成22）年に第3次、2015（平成27）年に「第4次男女共同参画基本計画」が策定されています。また、2015（平成27）年に女性が希望に応じ、職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とした「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が策定されています。

さらに、女性に対する暴力等の急増から、2000（平成12）年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー防止法）、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の

防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されました。

福岡県では、2001（平成13）年に「福岡県男女共同参画推進条例」を制定し、翌年に「福岡県男女共同参画計画」を策定し、「男性は仕事」、「女性は家庭」等といった固定観念にとらわれず、男女どちらも自立した個人として自己実現できる社会を目指しています。

私たちの意識の中には、「男は仕事、女は家庭」、「女性は管理職には向いていない」等の社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」という固定観念が気付かないうちに働き、多様な人生の選択を妨げる原因となっています。

県民意識調査においては、「日本社会で女性の人権が特に尊重されていないと思うこと」という設問に対して、第1位は「職場における差別待遇（採用・昇格・仕事内容・賃金等）」46.5%、「男女の固定的役割分担意識や行動（「男は仕事、女は家事・育児」等）」と続いており、男女平等の実現に向けた取り組みは十分に進んでいないことが分かりました。

また、DVやセクシュアル・ハラスメント、売・買春、ストーカー行為等、女性に対する身体的・精神的暴力が増加しています。「女性への性暴力」、「職場や学校における性的嫌がらせ」、「家庭内における夫や恋人等からの暴力」等もあげられていることに注意しなければなりません。

2012（平成24）年4月に内閣府男女共同参画局がまとめた「男女間における暴力に関する調査報告書」によると、女性の約3人に1人は配偶者から被害を受け、約10人に1人は何度も受けており、被害にあった女性の約4割はどこにも相談していないことが明らかになりました。また、女性から男性へのDVも少なくありません。

交際中の若い男女間で起こっているデートDVも深刻な問題であり、男女平等意識を育み、男女が共に個性と能力を発揮するためには、教育や学習の果たす役割が非常に重要なっています。学校・園においては、男女共同参画の視点に立った教育を進めるとともに、家庭においても、子どもの自立と個性を伸ばす養育ができるよう、学習機会の充実を図る必要があります。

本町では、2011（平成23）年に「第五次須恵町総合計画」を策定し、学校、地域、家庭等のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現を目指しています。しかしながら、政策決定過程への女性参画において、本町の審議会等における女性委員の登用率（平成27年4月現在）は18.8%であり、市町村目標である30%に比べ、女性の社会進出は不十分な状態です。

今後は、啓発事業や学習機会の提供を通じて、学校、地域、家庭等あらゆる分野における男女共同参画意識の向上を図り、男女が互いに個性や能力を十分に発揮できる地域の環境づくりに努める必要があります。

また、DVやセクシュアル・ハラスメント等の被害にあった場合の相談・支援体制についても合わせて整備する必要があります。

## 【施策の基本方向】

男女を問わず人権が尊重され、一人一人が個性と能力を発揮することによる多様性に富んだ活力ある社会を目指すために、普及・啓発を図る活動の推進や地域活動への女性の参画を促進します。

### ■男女共同参画社会への意識づくり

性別による固定的な役割分担意識を見直し、男女平等の意識が広く定着するよう、町広報誌や講演会等あらゆる機会や広報媒体を通じて、積極的な啓発活動を進めます。

また、男女平等と人権尊重についての意識は、幼児期から学校、地域、家庭等の中で形成されることから、発達段階に応じた教育やあらゆる機会をとらえて男女平等の視点に立った教育を推進します。

### ■人権意識の啓発推進

DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった主に女性が被害者となる人権侵害の根絶を図るために、福岡県等関係機関との連携の下、相談体制を充実させることで、被害の拡大防止と被害者に対する支援を行います。

### ■女性の健康支援体制の整備

女性は、妊娠や出産、また思春期から更年期にいたるライフサイクルの中で、男性と異なった健康上の問題に直面する場合があります。女性のライフサイクルに応じた検診や相談、子どもの健康増進や育児支援、学校における性の健康教育の充実等、妊娠・出産・育児に関して男女が互いに理解しあえる取り組みを行います。

### ■学校、地域、家庭等における男女共同参画社会の推進

政策・方針決定過程への女性の参画を図るため、審議会等の女性委員の登用を推進するとともに、女性の能力が十分に発揮され、あらゆる場で活躍するための取り組みを推進します。

女性があらゆる分野において男性と対等に参画するため、事業者、団体等と連携した取り組みの推進、多様なニーズに応じた保育サービスの充実や、職業生活と家庭生活の両立支援への取り組み、地域における女性の参画等を推進します。

## (3) 子どもの人権問題

### 【現状と課題】

国連は、世界中で起きている児童虐待や強制労働・少年兵士として強要されている等の問題から、1979（昭和 54）年に「国際児童年」を制定しました。また、1989（平成元）年には「児童の権利に関する条約」を定め、子どもの権利を守ることを努力義務としました。

わが国では、日本国憲法の精神に則り、1947（昭和 22）年に「児童福祉法」を制定、1951（昭和 26）年には、「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。1994（平成 6）年には「児

童の権利に関する条約」を批准し、子どもの最善の利益を優先させるという条約の精神に沿って、1998（平成10）年に児童福祉法を改正、1999（平成11）年には「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を制定、2000（平成12）年には被虐待児の早期救済等を目指す「児童虐待の防止等に関する法律」を制定しています。

2004（平成16）年「児童福祉法」の改正により、虐待を受けた児童等に対する市町村の体制強化を図るため、関係機関が連携を図り、児童虐待等への対応を行う「要保護児童対策地域協議会」の設置が進められています。

また、社会問題化しているいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、2013（平成25）年に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。

福岡県では、1992（平成4）年に「福岡県青少年健全育成総合計画」を策定、1997（平成9）年に「福岡県児童育成計画」を制定し、施策に取り組んでいます。また、2005（平成17）年「福岡県次世代育成支援行動計画」の前期計画、2010（平成22）年には後期計画が定められています。

2014（平成26）年には、「いじめ防止対策推進法」や国の基本方針の趣旨を踏まえ、いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処の取り組みが、より体系的かつ計画的に実施されるよう「福岡県いじめ防止基本方針」が策定されました。

本町においては、2005（平成17）年に「須恵町次世代育成支援対策行動計画」、続いて2010（平成22）年にその後期計画を策定し、次世代を担う子どもたちが、心豊かにたくましく生きられるよう、保護者や自治体・地域・保育園・幼稚園・小中学校等関係機関が密に連携し、社会全体で子育てができる環境づくりに向け様々な取り組みを推進してきたところです。

これらの実績を踏まえ、これからの中の子ども・子育て支援施策の具体的、総合的な計画として、2015（平成27）年に「須恵町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。「子どもがきらきら 家族がにこにこ 地域がいきいき 未来へつなぐまちづくり」を基本理念に、地域や関係機関、行政の綿密な連携のもと、安全・安心な環境の中で、すべての子どもの健やかな育ちが保障される取り組みを推進しています。

また、須恵町教育委員会では、「須恵町教育施策要綱」「須恵町教育振興基本計画」「須恵町教育振興基本計画推進プラン」を策定し、「感動・感謝・共感」をキーワードに次代を担う子どもたちの「心の教育」と「学力向上」の充実を図っています。さらに、0歳から義務教育終了までを教育における第一ステージだと捉え、全ての子どもと保護者への切れ目のない連動・連携した教育支援を行っています。

しかしながら、少子化や家族規模の縮小等の社会情勢の変化に伴い、家庭や地域における子育て機能の低下、家族関係の希薄化等、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもの人権に関わる問題は深刻化しています。少年犯罪や実親等による児童虐待も深刻な社会問題として増加の傾向にあり、学校におけるいじめや暴力行為、不登校といった問

題も決して解決されたとは言えません。

子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで発生していることが多く、また被害者である子ども自身も、その被害を外部に訴えるだけの力が未完成であったり、身近に適切に相談できる大人がいなかつたりする場合も少なくありません。

最近は、巧妙で陰湿ないじめのケースが多く、大勢が一人の子どもをいじめたり、携帯メールやネット掲示板を用いて遊び感覚で行っているケースが見られます。

本町では、このような様々な問題の解決に向けて、2007（平成19）年に「須恵町要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関及び団体の連携を強化して、要保護児童の早期発見やその適切な保護並びに要保護児童及びその家庭への適切な支援を図っています。

また、2016（平成28）年には、国や県の基本方針を参考に「須恵町いじめ防止基本方針」を策定し、町・学校・家庭・地域社会その他関係諸機関との連携の下、いじめ問題の克服に向けて一層の取り組みを進めています。

学校においては、人権教育全体計画に基づいていじめや不登校、体罰の問題をはじめとした児童、生徒の人権を侵害する行為をなくし、人権尊重の精神の高揚を図る教育活動に全教科・全領域で取り組んでいます。

本町では、特にいじめや不登校、体罰を生まない学校づくりを目指して、小中学校全校にスクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実を図っています。また、町全体でスクールソーシャルワーカーを複数名体制とし、学校、地域、家庭、その他関係機関と密に連携しながら人権に係る諸事象の早期発見・早期対応に取り組んでいます。

### 【施策の基本方向】

子育て中の人やこれから子育てをしようとする人たちが、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。また、学校、地域、家庭等がそれぞれの役割を發揮し、連携を図りながら、子どもの人権尊重に向け、積極的な取り組みを推進します。

#### ■子どもの人権が尊重される社会づくりの推進

子育て支援体制の整備、地域ぐるみで子どもを育てる地域や家庭の教育力の向上等、子どもが健やかに育まれる環境づくりを通して、人権意識の高揚と人権教育を推進していきます。「人権教室」「人権の花運動」等の啓発活動において思いやりの心を育むとともに、「子どもの人権SOSミニレター」「子どもの人権110番」等を積極的に周知する等、法務省の人権擁護機関と連携協力し相談しやすい環境づくりを進めます。

#### ■子育て支援の環境の整備

行政と医療機関が連携し、妊娠、出産、育児と継続した子育て支援を推進します。町民が子育てへの关心や理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、講習会や研修会等を開催し、子育てに関する意識啓発を実施します。

仕事と子育ての両立や、ひとり親家庭等の自立に向けた支援を行います。保育サービスの充実を図る等、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

#### ■児童虐待の防止対策の推進

「要保護児童対策地域協議会」において関係機関、団体等との連携を強化し、虐待の早期発見、適切な保護や支援を図ります。関係機関との連携による児童虐待の発見や通報の仕組みを確立し、児童福祉、保健医療、教育、警察等の関係機関が連携した支援に努めます。

「児童虐待防止推進月間（11月）」等の行事を通して、児童虐待防止に対する理解を深める啓発活動を推進します。

#### ■子どもの安全な環境づくりの推進

子どもの健全育成、事故や犯罪から保護するため、行政、学校等の関係機関や青少年育成に関する各種団体等が連携して行う防犯活動、子どもの安全確保のための取り組みを実施します。子どもの非行防止のため、警察、学校、地域や関係機関・団体等と連携し、非行の防止と保護の徹底に努めます。

また、シンナーや覚せい剤等の薬物乱用による子どもの健康被害を未然に防止するため、薬物乱用防止のための啓発を推進します。

#### ■児童の性的被害の防止

近年、インターネットの出会い系サイトを利用した児童売春をはじめ、児童や生徒が被害者として巻き込まれる犯罪が全国的に増加しています。性被害等の弱者である子どもの安全を確保するために、子どもや保護者の防犯意識、性に対する正しい理解と知識を高めるための広報や啓発活動を実施し、地域社会での見守りを推進します。

### （4）高齢者の人権問題

#### 【現状と課題】

世界各国で高齢化が進む中、国連は、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5項目を実現するために、1991（平成3）年に「高齢者のための国連原則」を定め、1999（平成11）年を「国際高齢者年」に制定しました。

わが国においては、1989（平成元）年に在宅福祉対策や施設福祉対策等の主要な7つの柱を立てた「高齢者保健福祉推進10カ年戦略」（ゴールドプラン）を制定し、1994（平成6）年にゴールドプランの内容を見直した「新ゴールドプラン」を、また、1995（平成7）年には「高齢社会対策基本法」を制定して高齢者施策が進められてきました。

1997（平成9）年に高齢者の介護を社会全体で支える新たな仕組みとして「介護保険法」を制定、2000（平成12）年から施行し、また、近年の高齢化の進行により、2005（平成17）年には「介護保険法の一部を改正する法律」を制定し、制度自体が大きく見直されました。

しかしながら、出生率の低下や高齢者人口の増加に伴い、わが国は他に例を見ない速さで高齢化が進んでおり2050年には（平成62年）3人に1人が高齢者になると予想され

ています。

2006（平成18）年に施行された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」には、虐待のおそれがあると思われる段階で、発見者は、市町村に通報するよう努めなければならないとされ、早期の発見と対処が図られています。

福岡県では、2003（平成15）年に策定された「福岡県高齢者保健福祉計画」について見直しを行い、2009（平成21）年に「第5次福岡県高齢者保健福祉計画」が策定されました。必要な介護サービス量の確保や良質な介護サービスの提供に取り組むとともに、壮年期からの健康づくり、高齢者が活躍する地域づくりの推進等、積極的・総合的な展開に努めています。

本町においては、2012（平成24）年3月に「須恵町高齢者保健福祉計画」を策定し、2014（平成26年）3月には、社会福祉協議会において「須恵町地域福祉活動計画」を策定しました。

全国的な傾向と同じく本町においても高齢化が急速に進行している中、2011（平成23）年に実施した地域福祉に関するアンケート調査の結果から、健康づくりや介護予防に対する支援相談機能の強化や新たな生きがいづくりとしての対策に加え、様々なサービスの提供また、地域で支える支援体制づくりを行っていくため、①「高齢者のための地域ネットワーク構築」②「権利擁護の推進」③「介護予防の充実・社会参加による生きがいづくりの支援」④「生活利便サービスの充実と高齢者の安全確保」の4つの基本目標に沿って各種事業を展開しています。

本町の2015（平成27）年9月末現在の人口は27,630人です。その内65歳以上の高齢者は6,708人で、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人割合）は、24.3%の超高齢社会となっています。

こうした状況の中で、加齢に伴い介護を要する高齢者や認知症の症状のある高齢者も増加しており、介護の長期化、家族介護者の高齢化による介護力の低下等により、身体的虐待や心理的虐待、ネグレクト等の高齢者虐待の問題が生じています。

高齢者の介護が必要な状態になっても、住みなれた地域で生きがいを持って暮らしていくためには、認知症の理解とともに要支援高齢者及び虐待の早期発見等高齢者に対する人権擁護に積極的に取り組む必要があります。

### 【施策の基本方向】

2012（平成24）年3月に策定した「須恵町高齢者保健福祉計画」を踏まえ、高齢者自らが地域社会の一員として、その知識と経験を活かして役割を果たし、住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう「すえながく笑顔輝き支え合うまちづくり」の実現を目指します。

#### ■高齢者のための地域ネットワーク構築

本町では、日常生活に支障が生じている高齢者も少なくありません。

自宅を訪問する中で、「閉じこもり・うつ」等により安否確認ができない場合もあります。こうした高齢者を支えるために、専門機関・近隣の住民が連携する地域協働の見守りが必要となっています。

これまで医療機関と在宅介護サービスが連携を図りサービスの提供を行ってきましたが、高齢化の進展に伴い、今後一層、医療と在宅介護サービスの連携を図るものとします。

また、高齢者が安心して生活ができるように、高齢者の様々なニーズに応え、保健福祉サービスの充実に努めていきます。

特に、地域包括支援センターが相談窓口となって、相談機能の充実・強化を図り、専門機関と行政機関等とのネットワークの強化を図ります。

#### ■権利擁護の推進

近年、高齢化の進展に伴い認知症高齢者が増加し、高齢者への権利侵害や虐待等のケースもみられるようになっています。

高齢者の権利の擁護を図るために、成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。成年後見制度は、必要に応じて利用されています。今後も情報提供を受けながら制度の活用を図ります。

さらに、認知症高齢者について理解を深めるために、認知症サポーターの人材育成を進め、介護する家族、関係機関の職員等への正しい理解の促進を図ります。

#### ■介護予防の充実・社会参加による生きがいづくりの支援

高齢者がいつまでも元気でいきいきと生活するには、要介護状態にならないことが大切であり、そのためには介護予防が重要な役割を担っています。介護予防事業をさらに充実することで、介護予防事業への参加を促進し、高齢者の健康の維持を促進します。

#### ■生活利便サービスの充実と高齢者の安全確保

高齢者が「認知症、うつ」等になる理由は、外出しない、閉じこもりが原因のひとつとしてあります。そのため、外出の交通手段となる身近な公共交通手段について利便性を向上させます。また、外出時等の安全を確保するために、生活環境のバリアフリー化を検討します。

また、夜間・災害等の緊急時の連絡体制の整備を図り、緊急通報体制等を整備し、高齢者の安全確保・不安解消を図ります。

### (5) 障がいのある人の人権問題

※本指針では「障がい」の文字を使用します。但し、法令名や条文等については原文のまま引用しています。

#### 【現状と課題】

国連において、障がいのある人の人権について、1971（昭和46）に「知的障害者の権利宣言」、1975（昭和50）年に「障害者の権利に関する宣言」が採択され、障がいのある人の人権を保障する基準として国内外にその意義は高く評価されています。

その後 1981（昭和 56）年を「国際障害者年」とし、1983（昭和 58）年に「障害者のための国連 10 年」を定めるとともに、引き続き「アジア太平洋障害者の 10 年」（1993～2002 年）等の取り組みを通して障がいのある人の人権の確立、自立と社会参加の実現に努めてきました。

わが国では、このような潮流の中で、1993（平成 5）年に「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」へ改正し、障がいのある人の「自立とあらゆる分野における参加促進」という基本理念を示すとともにこれまで「医療と保護」の対象であった精神障害者に対して、福祉的視点から社会復帰を支援していくこととしました。同年、この基本法から全員参加の社会づくりを目指した「障害者対策に関する新長期計画」を策定、1995（平成 7）年には「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を施行、この新長期計画の重点施策実施計画として同年 12 月には「障害者プラン」（ノーマライゼーション 7 か年戦略）を策定し、障がい者施策の総合的、計画的推進が図られました。なお、「障害者基本法」は 2011（平成 23）年に改正が行われ、基本的施策の追加等が行われています。

2006（平成 18）年には、障がい福祉サービスの一元化等を主眼とした「障害者自立支援法」を施行し、障がい福祉サービスの提供を進めてきました。近年では、「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が、2012（平成 24）年 6 月に公布されたことにより、2013（平成 25）年 4 月から「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）となりました。また、障がいのある人の尊厳を守り虐待を防ぐため、2012（平成 24）年 10 月、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

福岡県では、1998（平成 10）年に「福祉のまちづくり条例」を制定、建物や道路、公園等のバリアフリー化を推進し、障がいのある人や高齢者等が参加できる地域づくりを進めてきました。2004（平成 16）年には「新福岡県障害者福祉長期計画」（平成 16～25 年）を策定、2012（平成 24）年 5 月に「福岡県障害者福祉計画（第 2 期）」（平成 24～26 年）を策定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に取り組んできました。

本町では、障がい者福祉をめぐる社会環境の変化に対応していくため、2012（平成 24）年に「須恵町障害福祉計画及び障害者基本計画」を策定し、関係機関や関係団体と連携しながら、啓発活動に取り組んでいます。また、2011（平成 23）に実施した地域福祉に関するアンケート調査によると「障がい者に対する理解が十分でない」「障がいのある方の就労機会が少ない」「障がい者の移動しやすい道路や建物・駅が必要」等の回答があり、今後もノーマライゼーションの理念の浸透や障害に対する理解を深め、障がいのある人の社会参加に向けた人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

県民意識調査において、「障がい者の人権に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対し、全体の約 6 割が「働く場所や機会が少ない」をあげており、「人々の障がい者に対する理解が十分でない」や「就職や職場で不利な扱

いを受ける」、「道路の段差やエレベーターの未設置等、障がい者の利用に支障がある」等も、それぞれ3割以上あげられています

#### 【施策の基本方向】

障がいのある人もない人も、かけがえのない一人の人間として尊重され、共に支えあいながら、地域や家庭で自分らしい生活が送れるよう、「いきいきと笑顔輝き共に生きるまち」の実現を目指し、障がいや障がい児（者）に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動、福祉サービス等の生活基盤整備を推進します。

#### ■啓発・権利擁護・相談体制

- ・障がいを理由としてあらゆる分野で差別されることがないよう啓発活動を進めます。
- ・障がいのある人が基本的人権を享受する個人としてその尊厳が重んじられ、生活を保障されるように、成年後見制度の活用等により権利擁護を進めます。
- ・日常的に相談に応じ、緊急時にも対応する相談体制を充実させます。

#### ■医療・介護・福祉

- ・障がいの原因となる傷病等の発生予防、早期発見及び早期治療を推進します。
- ・障がいのある人に対するリハビリテーション体制、救急医療体制等の充実を図ります。
- ・精神科病院から退院し、地域移行に向けた施策の推進を図ります。
- ・障がい福祉サービス、地域生活支援等の充実を図ります。
- ・所得保障の必要性を踏まえた生活安定化施策を推進します。

#### ■教育・療育

- ・特別な支援を要する児童への療育支援を充実します。
- ・特別支援教育と共に学ぶ教育として構築します。
- ・地域における障がいのある子どもの学びの場を確保します。

#### ■労働・雇用

- ・障がいのある人の雇用を促進し、雇用環境を整備します。
- ・情報や各種制度の周知等により就労支援を充実します。

#### ■住環境のバリアフリー化

- ・住宅等のバリアフリー化を推進します。
- ・公民館等の公共的施設のバリアフリー化を推進します。
- ・歩行者空間のバリアフリー化等交通のバリアフリー化を推進します。
- ・情報収集・コミュニケーション手段の確保を図ります。

#### ■文化・スポーツ

- ・文化情報伝達手段等の文化活動におけるバリアフリー化を推進します。
- ・障がいのある人がスポーツ参加できる環境整備を進めます。

#### ■防災・防犯・虐待防止

- ・要援護者情報の収集・活用により災害時の避難誘導策を構築します。
- ・障がい者虐待、消費者保護等障がい児（者）を暴力・犯罪から守る取り組みを推進します。

### ■選挙等における配慮・ボランティア

- ・選挙等に係る情報提供、投票行動の支援・環境整備等選挙における配慮を進めます。
- ・ボランティア活動への意識啓発、関係団体の連携強化等によりボランティア活動の推進を図ります。

## (6) 外国人の人権問題

### 【現状と課題】

わが国では、1981（昭和 56）年に「難民の地位に関する条約」を、1982（昭和 57）年に「難民の地位に関する議定書」の締結を行う等、人権に関する国際条約への加入を進め、2004（平成 16）年には「すべての移住労働者及びその家族の権利保護に関する条約」を批准しています。また、人権尊重の観点から「日本学生支援機構法・公営住宅関係 4 法・児童手当 3 法・国民年金法・国民健康保険法」に定められていた国籍条項を撤廃しました。

福岡県では、1997（平成 9）年に「福岡県国際化推進プラン」を、2002（平成 14）年には同プランを見直して「ふくおか国際化推進プラン」を策定し、日本人と外国人が共に暮らす、世界に開かれた地域づくりを目指してきました。

また、1999（平成 11）年に「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」を示し、2007（平成 19）年に国際交流局を創設して国際理解教育や国際理解のための啓発を推進しています。

県民意識調査においては、「日本に居住する外国人の人権に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対して、回答者の 3 分の 1 が「わからない・回答なし」となっており、国際化が進む現代社会のなかで、外国人に対する県民の意識が必ずしも高くないことが分かりました。

本町では、2008（平成 20）年に須恵町国際交流協会が設立され、外国語教室や国際交流パーティーを通じて国籍や民族の異なる人々との出会いや交流が行われています。

しかしながら、日本語が話せない、十分に理解できないために、必要な情報が届かず、地域や職場、学校等のなかで孤立し、阻害されることもあります。日本語が理解できる場合でも、「外国籍」ということで入居の拒否や就職や雇用、結婚問題等が生じていることも考えられます。外国人の人権を尊重し、同じ地域に暮らす町民であるとの視点から、国際化に対応するためにも、外国人に対する人権意識の向上と正しい知識と理解のための啓発を推進し、外国人に対する偏見や差別の解消を図り、外国人も社会の一員として、ともに安心して生活できる社会を構築していく必要があります。

## 【施策の基本方向】

異なる文化を理解し、多様な文化を持つ人々が地域に居住する町民として、ともに生きる社会の実現を目指した教育・啓発を進めます。

### ■国籍や人種にとらわれない人権意識の啓発

国籍や人種にとらわれず、互いを認め合い、理解しあうことのできる町民を育成するため、ホームステイ事業等による学生相互の交流活動等を通して啓発に努めます。

外国人に対する偏見や差別意識を解消し、異なった文化・宗教・生活習慣等の多様性に対して寛大な態度を持ち、これを尊重する等、国際化社会にふさわしい人権意識を育てる目的とした人権教育・啓発に努めます。

### ■外国人が住みやすいまちづくりの推進

外国人が安心して、また自信を持って生活できるようなまちづくりを推進します。

## (7) H I V感染者・ハンセン病患者等の人権問題

### 【現状と課題】

#### H I V感染者等

H I V感染症は、その感染経路が特定しているうえ、感染力もそれほど強いものでないことから、正しい知識に基づいて通常の日常生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はないとされています。

1988（昭和 63）年、WHO（世界保健機構）は、毎年 12 月 1 日を「世界エイズデー」と定め、H I V感染症／エイズのまん延防止と患者・感染者への偏見と差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱しました。

わが国においては、1999（平成 11）年にH I V感染症／エイズをはじめとして、それまでの感染症の予防に関する施策を抜本的に見直し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症法）が施行され、患者等の人権に配慮した予防及び医療に関する総合的な施策が推進されることとなりました。

福岡県では、1994（平成 6）年「福岡県エイズ診療体制整備計画」を作成し、エイズ医療体制の方向付けを行い、1996（平成 8）年には、「福岡県エイズ患者・H I V感染者診療体制整備要綱」を制定し、7 か所のエイズ治療拠点病院を核として、医療体制の整備・充実を図ってきました。

また、2001（平成 13）年策定の「福岡県感染症予防計画」に基づき、パンフレットの作成・配布やテレビ等の広報媒体によって、県民を対象とした啓発活動を実施しています。

学校においては、児童・生徒にH I V感染症／エイズの疾病概念、感染経路及び予防方法を正しく理解させ、予防する力を身に付けさせるとともに、いたずらな不安や偏見・差別を払拭することを目的として、エイズ教育を実施しています。

しかしながら、これまで正しい知識や理解の不足あるいは偏見から、医療の拒否、就職

や入学の拒否、職場の解雇等日常生活の中で多くの不利益を受けている現状があります。

県民意識調査においては、「HIV感染者、エイズ患者の人権に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対して、「わからない・回答なし」が4分の1強もあることに対し、「感染者や患者が特別な目でみられる」38.7%をはじめ、「感染していることを本人に無断で他人に伝えられる」、「感染者や患者が病院での治療や入院を断られる」等が、いずれも30%以上あげられています。

HIVに感染しただけではほとんど症状が出ないため、感染していることに気付かず過ぎている人は多くいると言われています。また、最近はエイズを発症してから初めて感染を知るというケースが増えており、感染の拡大が懸念されています。

### ハンセン病患者等

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても現在では治療法が確立しています。

わが国では、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策が採られてきました。この隔離政策は、1955（昭和30）年代に至ってハンセン病に対するそれまでの認識の誤りが明白となった後も、引き続き維持され、1996（平成8）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され、ようやく終結することになりました。

このような状況の下、2001（平成13）年にハンセン病患者・元患者に対する国の損害賠償責任を認める熊本地裁判決が下され、同年6月に「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が施行されました。このことが大きな契機となって、ハンセン病問題の重大性が改めて国民に明らかにされ、国によるハンセン病患者・元患者に対する補償や名誉回復及び福祉増進等の措置が図られることとなりました。

九州では、熊本県と鹿児島県に国立・私立のハンセン病療養所があり、「らい予防法」が憲法違反であることを訴え、国に責任を認めさせたのは、熊本をはじめとする療養所の入所者の方々だったにも関わらず、県民意識調査において、「ハンセン病患者・回復者等の人権に関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うことはどのようなことですか」という設問に対し、「わからない・回答なし」と答えた人が約30%もあることに注意しなければなりません。

療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離等により、家族や親族等との関係を絶たれ、また、社会における偏見・差別や入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ない等、社会復帰が困難な状況にあります。

HIV感染症／エイズやハンセン病については、まず、治療や予防について医学的な対応が不可欠ですが、それとともに患者や家族に対する偏見や差別意識の解消等、人権に関する配慮が欠かせません。HIV感染症／エイズに関する問題だけでなく、性一般に関する正しい知識や理解を含め、適切に行動できるような啓発等の予防対策や教育を推進して

いくとともに、H I V感染者・エイズ患者への偏見や差別の解消に向けて啓発に取り組む必要があります。

また、ハンセン病療養所の入所者は、いまだに多くの人が生活や医療への不安や偏見・差別へのおそれ等から、療養所での生活を続けています。このため、社会復帰を希望する人が安心して生活できる環境の整備に努めるとともに、偏見や差別の解消に向けて、普及啓発や広報活動に一層取り組む必要があります。

### 【施策の基本方向】

どのような病気であっても患者または感染者ということによって、人を差別することは許されません。病気に対する正しい知識の普及を推進し、患者の人権に配慮した医療が行われるよう教育・啓発に努めます。

#### ■正しい知識の普及・啓発の推進

感染症等に関する正しい知識の普及や情報提供に努めます。特に、若い世代に対しては、学校等と連携し、H I V感染症や性感染症についての教育・啓発を進めます。

ハンセン病については、患者・元患者に対する偏見や差別が一日も早く解消されるよう、関係機関と連携しながら、様々な機会をとらえ、ハンセン病に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。

#### ■関係機関との連携

福岡県等関係行政機関、法務局、保健福祉環境事務所、関係団体等と連携し、患者等のプライバシーの保護を図るとともに、様々な感染症に対する相談について適切な対応・支援に努めます。

## (8) インターネット等による人権問題

### 【現状と課題】

わが国のインターネット利用者数は加速度的に伸びています。インターネットには、掲示板やS N S（ソーシャル・ネットワーキング・サイト）等、コミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が進む一方で、インターネット上に掲載した写真等の個人情報の流出、匿名性を悪用した誹謗中傷の書き込みや、遠隔操作によるなりすまし等の事件が急増しています。

携帯電話においても、子どもへの急激な普及により、メールや学校裏サイト等の掲示板を利用したいじめ等、子ども自身が被害者と加害者になるリスクが高まっています。

また、手軽にインターネットへ接続できるため、危険な情報や見知らぬ人物と安易に接触し、知らない間に犯罪に巻き込まれる等、子どもがトラブルに巻き込まれる事案が発生しています。

このような状況を踏まえ、わが国では、2008（平成20）年に「青少年が安全に安心し

てインターネットを利用する環境の整備等に関する法律」を制定し、同年「児童福祉法」が改正されました。

福岡県においては、青少年がインターネットを利用して有害な情報を閲覧する機会をできるだけ少なくし、青少年を危険から守るため、2012（平成24）年「福岡県青少年健全育成条例」を改正し、フィルタリングサービスの定着を促進しています。

本町では、2003（平成15）年「須恵町情報公開・個人情報保護審査会条例」を制定し、個人情報の取扱、保護に配慮しつつ、厳格な管理に努めています。

また、「青少年の非行・被害防止全国強調月間（7月）」、「子ども・若者育成支援強調月間（11月）」の取り組みとして、図書・DVD等の販売店や携帯電話取扱店に対して、関係機関と連携し立ち入り調査を実施しています。

県民意識調査においては、「インターネットに関することがらで、人権がとくに尊重されていないと思うこと」という設問に対して、「他人を誹謗中傷する表現を掲載している」が最も多く58.6%を占めていますが、「個人情報の流出等の問題が多く発生している」も44.3%と続いています。

インターネットや携帯電話の利用者が、安全に利用するためのルールやモラルを守ることを心がけるよう周知を行い、人権侵害が発生しないよう防止することが必要であり、また、被害を受けた場合の対処法についても周知する必要があります。

### 【施策の基本方向】

インターネット等による人権問題に関しては、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるよう普及・啓発に努めるとともに、人権侵害となる行為を防止するための啓発を行います。

#### ■有害環境への適切な対応

関係機関等と連携し、青少年を取り巻く社会環境の改善を図ります。

#### ■犯罪被害の防止

出会い系サイトやコミュニティサイトの危険性について周知啓発を行うとともに、多発しているコミュニティサイトの利用に起因する犯罪から子どもを守るため、フィルタリングの利用普及をはじめ、インターネット利用時のルールやマナー、プライバシーの侵害や名誉棄損等に関する正しい理解を深めるための啓発活動に努めます。

## （9）その他の人権問題

### ① 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、事件の直接的な被害だけでなく、それに付随して精神的、経済的被害及び一部のマスメディアの行き過ぎた取材や報道等によって深刻なストレスに苦しんでいる状況があります。

このような中、2000（平成12）年に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付

隨する措置に関する法律」や2001（平成13）年に「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」等犯罪被害者等の支援・救済を図るための法的整備が進められてきました。

一人一人が、被害者やその家族が置かれている状況及び心情を正しく理解し、地域で共に安心して暮らしていくような社会を目指していくことが必要です。

## ②大震災に起因する人権問題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心に甚大な被害をもたらしました。また、2016（平成28）年4月14日には、熊本地震が発生し、改めて「いつ・どこで・何が」起こるか分からない自然災害の脅威を見せつけられることになりました。

避難生活の中では、子ども、女性、高齢者、障がい児（者）、外国人等、特別な支援や配慮を必要とする人たちの困難は、より大きいものになります。

また、東日本大震災では原発事故の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人たちに対する根拠のない風評に基づいた偏見や差別等、被災者を二重に傷つける出来事も発生しました。

災害時には、不確かな情報にとらわれない冷静さと、正しい知識を身に付ける努力が求められるとともに、「相手の立場に立って考える」姿勢を忘れないことが大切です。

今後とも、国の取り組みを踏まえ、風評被害を防止するための啓発等に努めます。

## ③刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人は、本人が更生意欲を持っているにも関わらず、就職や住居の確保にあたって差別を受ける場合があります。

刑を終えて出所した人が、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、特に本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域等、周囲の人々の理解と協力が不可欠です。

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくすため、保護司等と連携・協力しながら、「社会を明るくする運動」等において啓発活動の推進に努め、共に暮らしていくよう偏見や差別をなくしていくことが必要です。

## ④アイヌの人々

アイヌとは、アイヌ語で「人間」という意味で、2006（平成18）年に北海道庁が行った調査では、道内に約2万4千人が居住していると報告されています。アイヌ民族は、日本列島の先住民族として独自の言語や生活様式、文化を持っていましたが、近世の幕藩体制下における搾取や抑圧に続き、わが国が近代国家を形成する過程において、国策とされた北海道内における開拓優先政策等の中で迫害され、長く差別と困窮を強いられてきました。

1997（平成9）年、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び

啓発に関する法律」が施行され、現在、国において政策的な検討が進められています。

アイヌの人々が持つ独自の歴史や文化を正しく理解し、互いに違いを認め合うことが必要です。

#### ⑤ 北朝鮮当局による拉致被害者とその家族

1970（昭和 45）年頃から 1980（昭和 55）年頃にかけて、北朝鮮による日本人拉致が多発しました。現在、17 名が政府によって拉致被害者として認定されていますが、政府が認定した拉致被害者のほかにも、拉致の可能性が否定できない事案があることも指摘されています。

2006（平成 18）年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対応に関する法律」が施行し、毎年 12 月 10 日から 16 日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。

一刻も早く拉致被害者の帰国が実現できるよう、拉致問題に対する認識と関心を、より一層深めていく必要があります。

#### ⑥ ホームレス

近年の経済・雇用環境等を背景として、公園、河川敷、駅周辺等でやむなく野宿生活を行う人々が多数存在し、大きな社会問題となっており、嫌がらせや暴行を受ける等の人権侵害が発生しています。

ホームレス問題は、様々な社会的、経済的要因が複合しており、個人だけの問題ではありません。2002（平成 14）年に制定された「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」は、自立の意志がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人の自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等を、地域社会の理解と協力を得て実施し、ホームレス問題の解決を図ることを目的としています。

ホームレス問題を社会全体が受け入れ支援する必要性について理解が深まるよう啓発に努め、偏見や差別をなくしていくことが必要です。

#### ⑦ 性的指向

性的指向とは、人の性愛がどういう対象に向うのかを示す概念をいいます。具体的には、性愛の対象者が異性に向う異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向う同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向う両性愛（バイセクシュアル）等を指します。

同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために正常とは思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別があとを立ちません。

性的指向について、理解と認識が深まるよう啓発に努め、社会の正しい理解のもとで、

自分らしく生きていくことができる人権教育を推進していくことが必要です。

#### ⑧ 性同一性障がい

性同一性障がいとは、性染色体によって規定される生物学的・身体的性と、自身の性自認とが食い違っている状態をいいます。つまり、自分は女である、又は男であるという意識と、身体とが一致しない状態です。2004（平成16）年に、「性同一性障害者の性別の取扱の特例に関する法律」と戸籍法施行規則の一部を改正する省令が施行されました。

しかし、性同一性障がいの人たちは、社会の偏見の目にさらされたり、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けたりする等、日常の様々な場面で苦痛を強いられています。

性同一性障がいについて、理解と認識が深まるよう啓発に努め、社会の正しい理解のもとで、自分らしく生きていくことができる人権教育を推進していくことが必要です。

#### ⑨ 人身取引

人身取引とは、「トラフィッキング」とも言われ、国際的な犯罪組織が暴力、脅迫、誘拐、詐欺等の強制的な手段により、女性や子どもといった弱い立場にある人々を、別の国や場所に移動させ、売春や強制的な労働をさせて搾取することをいいます。

人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、癒しがたい傷を負わすことから重大な人権侵害であり、迅速な被害者の保護が求められています。また、さらなる被害者を生まないためにも、一人一人の社会問題認識を高め、解決に向けた行動を起こしていくことが必要です。

現在の日本社会は、これまで述べてきた人権問題のほかに、無実であるのに犯罪者として扱われてしまう冤罪（えんざい）被害者に対する人権問題や、学歴・職業に対する偏見や差別等があります。また、国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権問題についても、それぞれの状況に応じて取り組む必要があります。

## 》 第5章 推進体制等

### (1) 町の推進体制

本基本指針に基づく人権教育・啓発の推進に当たっては、各人権問題を管轄する課等にとどまらず、横断的に連携し対応していく必要があります。

そのため、これまでの取り組みをより充実させ、各課が実施する事業に関する人権問題を共有することで、全町的な推進体制による人権教育・啓発を推進します。

また、須恵町人権擁護委員をはじめ、様々な推進組織において、個別の人権問題に即したこれまでの取り組みに加えて、すべての人々の基本的人権を尊重するという普遍的視点からの推進が図られるよう教育・啓発に努めます。

人権は、すべての人間が、生まれながらにして持っている権利であり、性別、年齢、障がいの有無、国籍等を超えて普遍的に持つものであることを念頭におき、偏見や差別のない心豊かな社会の実現を目指して、様々な人権問題に対して正しい知識の普及と啓発を推進するとともに、人権問題が新たに起因することのないよう人権意識の高揚に努めます。

### (2) 各種関係団体等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進するに当たっては、町民一人一人の学習や行動とともに、社会全体の取り組みが必要であり、国、県の行政機関や各種関係団体と連携しながら、それぞれの役割に応じて協力し合い、実効ある人権施策の推進に努めます。

### (3) 本指針の見直し

本基本指針については、国や県の動向、社会情勢の変化及び本町の実情を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 資料1 用語解説

### ア 行

#### ○HIV

ヒト免疫不全ウィルスの略語。エイズ（後天性免疫不全症候群）は、HIVに感染し発症した状態のことを言う。HIVに感染しても、すぐエイズになるわけではなく、5～10年以上は無症状の保菌者という状態になる。

#### ○えせ同和行為

同和問題の関係者でないにも関わらず、「同和問題はこわい問題である。」との誤った意識を悪用して、なんらかの利権を得るために、同和問題を口実として、企業・行政機関等に対する「ゆすり」、「たかり」等を行うこと。

### カ 行

#### ○高齢社会

WHO（世界保健機関）や国連の定義によると、65歳以上人口の割合が7%超で「高齢化社会」、14%超で「高齢社会」、21%超で「超高齢社会」とされている。

### サ 行

#### ○社会を明るくする運動

犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や少年の更生を支えるため、地域住民の理解と参加を得て、法務省が中心となり実施している。毎年7月を「社会を明るくする運動強調月間」として啓発・周知を図っている。

#### ○人権週間

国連が世界人権宣言を採択した記念として、我が国では1949（昭和24）年から毎年12月10日を最終日とする1週間（12月4日～同月10日）を「人権週間」と定めた。

#### ○人権擁護委員

法務大臣が委嘱した民間の人達で、日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図り、人権侵害による被害者を救済し、人権を擁護していくという考え方から設けられたもの。法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査・救済活動を通じて処理、人権相談、人権啓発活動を行っている。

#### ○ストーカー行為

同一の者に対し、恋愛感情等の好意の感情や、それが満たされなかつたことに対する怨み等の感情を満たすために、その相手や相手の家族等に対してつきまとったり、待ち伏せや監視をしたりする等の行為（つきまとい等）を繰り返し行うこと。

## ○ 性的指向

性的指向とは、人の性愛がどういう対象に向うのかを示す概念をいう。具体的には、性愛の対象者が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホムセクシュアル）、男女両方に向う両性愛（バイセクシュアル）等を指す。

## ○ 性同一性障害

性同一性障害とは、性染色体によって規定される生物学的・身体的性と、自分の性自認とが食い違っている状態をいう。つまり、自分は女である、又は男であるという意識と、身体とが一致しない状態である。2004（平成16）年に「性同一性障害者の性別の取扱の特例に関する法律」と戸籍法施行規則の一部を改正する省令が施行された。

## ○ セクシュアル・ハラスメント

主に、学校や職場等での周りの人を相手の意思に反して不快にさせるような性的な言動を言う。性的な噂の流布、職場でのわいせつな写真の掲示、性的な関係の強要や、お酒の席でお酌を強要されること等が含まれる。時間・場所を問わず、男性から女性に対してのみでなく、女性から男性あるいは同性同士に対しても、相手の意に反して不快に感じれば、セクシュアル・ハラスメントとなる。

## ○ ソーシャル・ネットワーキング・サイト

人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のWebサイトのことですSNSと略される。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて、新たな人間関係を構築する場を提供する会員制サービスのこと。

# タ行

## ○ 地域包括支援センター

2006（平成18）年4月、介護保険法の改正により、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、保健、福祉、医療の分野で総合的に支援していく機関として設置された。

## ○ 出会い系サイト

見知らぬ人と出会うことを利用としたWebサイトのこと。2003（平成15）年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が施行された。その後も、「出会い系サイト」の利用に起因する犯罪が多発していることから、2008（平成20）年に同法の一部が改正された。

## ○ デートDV

交際相手から受けた暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間のDVと同じ構図を持っており、暴力を振るう理由も原因も同じである。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方的に押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にある。

## ○ 同和問題啓発強調月間

同和問題の早期解決を目指して、福岡県及び各市町村はもとより県民挙げての差別をなくす運動を展開するため、福岡県において 1981(昭和 56)年に設定した 7 月の 1 ヶ月間。

## ○ ドメスティック・バイオレンス (DV)

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。(Domestic Violence、DV と略される) 近年では DV の概念は婚姻の有無を問わず、元夫婦や恋人等近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。身体的な暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、社会的暴力、性的暴力等色々な形で身近に存在する。

# ナ 行

## ○ ネグレクト

幼児・高齢者などの社会的弱者に対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のことで、身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待のひとつ。

## ○ ノーマライゼーション

障がいのある人も、障がいのない人も、すべての人が地域社会の中で普通に生活ができる。このような社会こそがノーマルな社会であるという考え方。

# ハ 行

## ○ バリア

障がいのある人等が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア)という意味で、建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁をいうことが多いが、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁という意味でも用いる。

## ○ パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えること、職場環境を悪化させる行為をいう。

## ○ フィルタリング (有害サイトアクセス制限サービス)

出会い系サイト、アダルトサイト等、青少年に見せたくないサイトの閲覧を制限する機能。フィルタリングは、違法・有害なサイトを見ることがないようにするばかりでなく、悪質・違法なサイトにアクセスすることによって発生するトラブル(不当な高額請求、迷惑メールの受信等)からの回避効果もある。

## ○ 保護司

法務大臣から委嘱を受け、罪を犯した人や少年の立ち直りを地域で支えるボランティア。保護観察を受けている人と直接会って指導や助言をしたり、住む場所が更生に適したものとなるよう準備する等、様々な支援を行っている。

## 資料2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年11月29日制定

平成12年12月6日施行

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

## 資料3 須恵町人権教育・啓発基本指針審議経過

平成27年

4月～8月 原案の作成

9月 1日 第1回事務局会議

○「須恵町人権教育・啓発基本指針」についての説明

○全体構想・原案の策定工程について

10月22日 第2回事務局会議

○「須恵町人権教育・啓発基本指針（案）」の修正

12月17日 第3回事務局会議

○「須恵町人権教育・啓発基本指針（案）」の修正

○今後の工程について

平成28年

5月 須恵町人権教育・啓発基本指針策定委員の選出

6月 1日 第4回事務局会議

○原案の修正

○今年度の工程について

7月 7日 須恵町人権教育・啓発基本指針 第1回策定委員会

○人権についての説明

○「須恵町人権教育・啓発基本指針」についての説明

○原案第1章～3章までの協議・検討

○策定までの工程について

8月19日 第5回事務局会議

○原案の修正・確認

8月30日 須恵町人権教育・啓発基本指針 第2回策定委員会

○原案第1章～第3章までの修正部分確認

○原案第4章～第5章までの協議・検討

9月30日 第6回事務局会議

○原案の修正・内容の検討

○「須恵町人権教育・啓発基本指針」最終案の作成

10月13日 須恵町人権教育・啓発基本指針 第3回策定委員会

○「須恵町人権教育・啓発基本指針」最終原案の承認

10月 「須恵町人権教育・啓発基本指針」印刷製本

## 資料4 須恵町人権教育・啓発策定委員会名簿

(順不同敬称略)

氏名	所属等
今泉 靖親	須恵町教育委員会 教育委員長
高月 千春	須恵町社会教育委員 代表
東郷 行美	須恵町人権擁護委員 代表
深浦 親春	須恵町保護司会 会長
稻永 義一	須恵町民生委員会 会長
田子 巧	須恵町区長会 代表
本原 康子	須恵町更生保護女性会 会長
三上 政義	須恵町議會議員 代表
渡辺 桢明	須恵町身体障がい者福祉協会 会長
稻津 一徳	須恵第一小学校 校長 (いきいきネット須恵)
浦 祐生	須恵町子ども会育成会連絡協議会 顧問
東 好男	須恵町老人クラブ連合会 会長
石瀧 豊美（コーディネーター）	イシタキ人権学研究所

(事務局)

氏名	所属等
安河内 文彦	須恵町教育委員会 教育長
川津 政文	社会教育課 課長
平山 幸治	総務課 参事
長澤 義一	健康福祉課 参事
本村 美穂	子ども教育課 参事
岐部 健一	社会福祉協議会 事務局次長
吉村 朋子	まちづくり課 主任主事
山下 啓之	社会教育課 主任主事
矢野 拓史	社会教育課 主事

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

## 須恵町人権教育・啓発基本指針

平成 28 年 10 月

発 行

須 恵 町

〒 811-2113 須恵町大字須恵 771 番地

電 話 092-932-1151

<http://www.town.sue.fukuoka.jp/>







SUE TOWN